

教習所申し込みご希望の組合員の皆様へ(一定の病気等に関する報告についてのご案内)

平成 26 年 6 月 1 日の道路交通法の改正により免許取得・更新時に、一定の病気等に関する「質問票」の提出が義務化されました。

※虚偽の記載をした場合には、罰則が設けられています。(法第 117 条の 4 第 2 項)

これは平成 23 年 4 月に栃木県内で、また平成 24 年 4 月に京都府内で意識障害を伴う持病(てんかん)を申告せずに免許の更新を繰り返していた者による重大交通事故が発生したことから、一定の病気等に起因する交通事故を防止するため、これら一定の病気等に係る運転者対策に関する規定が整備されたものです。

現在または過去に一定の病気にかかっている方、身体の障がい、神経疾患(意識障害等)、精神科、心療内科等に通院した事がある方は、本人やご家族、医師の判断ではなく、事前に各都道府県の運転免許センター(運転免許パンフレット参照)で相談を受けてからお申し込み下さい。現在または過去に一定の病気にかかっており、自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある方は、道路交通法の安全の観点から、運転免許が取得できない場合があります。

一定の病気等に関する「質問票」の提出が教習所で行われる事をご理解したうえで、教習所のお申し込みをお願い致します。

下記は教習所で実施される、一定の病気等に関する「質問票」の例になります。(教習所により異なります)

現地で下記に該当した場合、入校ができない場合があります。

1、現在、又は過去に下記の病気に該当する方は、公安委員会(住民票の住所の公安委員会)における運転適性相談を受けることとなりますので、申し込み時に申告してください。

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1)統合失調症 | (6)重度の眠気の症状を呈する睡眠障害 |
| (2)てんかん | (7)その他精神障害 |
| (3)再発性の失神 | (8)脳卒中 |
| (4)無自覚性の低血糖症 | (9)認知症 |
| (5)そううつ病 | (10)アルコールの中毒 |

また、以下2～9に該当する方も申込時に申告して下さい。

- 過去 5 年間に内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます。)を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。
- 過去 5 年間に内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。
- 過去 5 年間に内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中活動している最中に眠り込んでしまった回数が週 3 回以上となったことがある。
- 過去 1 年間に内において、次のいずれかに該当したことがある。
 - ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を 3 日以上続けたことが 3 回以上ある。
 - ・病気治療のため、医師から飲酒をやめるように助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが 3 回以上ある。
- 病気を理由として、医師から運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。
- 角膜矯正用コンタクトレンズを使用している。
- 運転免許センターで運転適性相談を終了している。
- 現在又は過去に精神科、心療内科等に通院したことがある。

※身体に障がいをお持ちの方、また病気等で自動車等の運転に不安がある方は、事前に各都道府県の運転免許センター(運転適性相談窓口)に相談してください。

※運転免許センターの判断結果は、書類の交付によって行われることが通常ですが、まれに相談内容が軽微な場合は、口頭で伝えられることがあります。この様な時は係官の氏名と日時を必ずメモとして残して下さい。